

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）
（獣医師の有効活用及び確保に関する取組）

標記については、地方分権改革に関する提案「と畜場法第 14 条に規定される検査の一部簡略化に関する提案」への対応に関連して、令和 5 年 12 月 8 日付け健生食監発 1208 第 2 号にて調査を依頼し、回答いただいたところです。

その結果をとりまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。

引き続き、貴自治体において公衆衛生獣医師の有効活用としての効果的かつ効率的なと畜検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保のための取組を検討する際の参考としてご活用いただきますようお願いいたします。

なお、前回調査の結果（令和 4 年 3 月 30 日付け薬生食監発 0330 第 1 号）と比較して、下記の傾向が見られました。

記

1 と畜検査等の円滑な実施のための取組について

（１）生体検査や枝肉検査等現場における検査（以下「現場検査」という。）を円滑にするための取組を実施している自治体は 59 自治体であり、前回調査（51 自治体）より増加した。

（２）精密検査において、検査手技部分を食肉衛生検査所以外の検査室で実施していると回答したのは 8 自治体、検査手技部分をと畜検査員以外の者が実施していると回答したのは 19 自治体の、計 22 自治体であり、前回調査（19 自治体）より増加した。

2 公衆衛生獣医師の確保のための取組について

インターンシップ制度（前回調査時 33 自治体）について、今回調査では 62 自治体、初任給等調整制度（前回調査時 20 自治体）で 56 自治体、採用試験日

の複数設定（前回調査時 26 自治体）で 48 自治体、採用説明会の開催（前回調査時 37 自治体）で 61 自治体が導入済みであり、全体的に大幅な増加が見られた。

参考：令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）（抜粋）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(29) と畜場法（昭 28 法 114）

と畜場において都道府県知事（保健所設置市にあっては、市長）の行う検査（14 条 1 項、2 項及び 3 項）については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）（獣医師の有効活用や確保に関する取組）」（令 4 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長）の結果を踏まえて、都道府県及び保健所設置市において検討・実施した内容等について令和 5 年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討を行う。

厚生労働省健康・生活衛生局 食品監視安全課乳肉安全係 電話：03-5253-1111 内線（2476）
